

## 東山区まちづくり支援事業助成金交付要綱

(目的・趣旨)

**第1条** この要綱は、東山区を対象に地域の課題解決、魅力の向上又は活性化を図るための活動を支援する東山区まちづくり支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

**第2条** 助成の対象は、東山区内で実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 東山区の課題等のうち、東山区長(以下「区長」という。)が別に定める項目の推進に資する事業(以下「パワーアッププラン」という。)
- (2) 地域の課題解決、魅力の向上又は活性化に取り組む比較的小規模(第4条第1項に定める助成金の対象となる経費が概ね10万円以下)である事業(以下「コンパクトプラン」という。)
- (3) 東山区における住環境の魅力の発信を東山区役所と連携・協力の下に取り組む事業(以下「リアルに住みたくなる」を発信するプラン」という。)

2 第1項各号に該当する事業であっても、当該事業が以下の各号に該当する場合は、助成金交付の対象外とする。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とする事業
  - (2) 本市の他の制度による補助金を受ける事業
  - (3) 学区まつりや学区民体育祭など、地域で既に恒例となっている事業
- 3 助成の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(対象団体)

**第3条** 助成金の交付対象は、東山区を対象に活動する団体・グループ(以下「団体等」という。)とする。

2 前項に該当する団体等であっても、以下の各号に該当する場合は、助成金の交付対象外とする。

- (1) 政治・選挙・宗教を主たる目的とする団体等
- (2) 構成員(法人の場合は役員)に暴力団員等を含む団体等
- (3) 営利を主たる目的とする団体等

(対象経費)

**第4条** 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、第2条第3項に定める期間内に行われる活動であって、当該事業の実施に要する費用とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する経費は、区長が別に定めるものを除き助成対象経費に含まない。

- (1) 用地の取得及び補償費
- (2) 団体等の構成員に対する人件費
- (3) 1人あたり2万円を超える団体等の構成員に対する交通費(事務局等交通費)
- (4) 個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞など)
- (5) 飲食に係る費用(料理教室等イベントの実施に必要な食材費、講師用・会議用等のお茶、水類を除く。)
- (6) 団体等の維持・運営に係る経常的な経費(電話代、光熱水費、ガソリン代など、経

常的な経費と区分ができない経費も含む。)

(7)助成対象経費の半分を超える委託費(ホームページ作成委託費、チラシデザイン委託費など)のうち半分を超える分の経費

(8)その他区長が適当でないと認める経費

(助成交付限度額及び助成率)

**第5条** 第2条第1項各号に規定する事業に対する助成金の交付額は、助成対象経費から活動に係る参加費や他からの補助金等の収入(ただし、京都府が実施する助成金交付制度(以下、「府助成金」という。))を除く。)を差し引いた額を限度とし、予算の範囲内において次の各号のとおりとする。

(1)パワーアッププランは、助成対象経費の2分の1以内又は30万円のいずれか低い額を助成する。

(2)コンパクトプランは、助成対象経費の10分の9以内又は5万円のいずれか低い額を助成する。

(3)“リアルに住みたくなる”を発信するプランは、助成対象経費の全額又は5万円のいずれか低い額を助成する。ただし、助成対象経費が5万円より高い場合には、その超える部分について、3分の2以内又は15万円のいずれか低い額を助成する。

2 助成金の算定に当たっては、千円未満を切り捨てる。ただし、第2条第1項第3号に定める事業の助成金は、5万円以下の部分についてのみ、切り捨てをせずに算定する。

3 同一事業への助成は、パワーアッププランは3箇年度、コンパクトプランは1箇年度を限度とする。

4 助成金については、府助成金を併用して申請できるものとする。府助成金を併用して申請する場合、団体等はその旨を助成金申請時に区長に報告しなければならない。

(交付の申請)

**第6条** 助成金の交付を受けようとする団体等は、区長が指定する期間内に東山区まちづくり支援事業助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1)事業計画書(別紙1-1)

(2)事業予算書(別紙1-2)

(3)団体等の規約、役員名簿

(4)事前着手届(第2号様式)

(5)その他区長が必要と認める書類

2 同一年度内において、同一団体が重複して助成金を申請することはできない。

3 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に助成対象経費に占める助成金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

**第7条** 区長は、前条第1項に定める期間終了後60日以内に、当該申請の内容を審査

し、予算の範囲内で助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 区長は、前項の決定をしようとするときは、京都市東山区まちづくり支援事業審査会に諮問するものとする。ただし、“リアルに住みたくなる”を発信するプランについては、審査会委員への意見の聴取をもって代えることができることとする。
- 3 区長は、第1項の規定により交付又は不交付を決定したときは、所定の様式により団体等に通知する。

（申請事項の変更等）

**第8条** 交付の決定を受けた団体等は、事業の変更、中止又は取下げをしようとするときは、あらかじめ東山区まちづくり支援事業助成金事業変更承認申請書（第3号様式）、東山区まちづくり支援事業助成金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）又は東山区まちづくり支援事業助成金交付申請取下書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし軽微な変更は除く。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 助成目的達成のために行う、総事業費の増減を伴わない経費配分の変更
- (2) 助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更

- 3 区長は、本条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、所定の様式によりその旨を当該団体等に通知する。

（実績報告）

**第9条** 交付の決定を受けた団体等は、事業完了後30日以内又は交付決定の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに東山区まちづくり支援事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出する。

- (1) 事業報告書（別紙2-1）
- (2) 事業決算書（別紙2-2）
- (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 参加者名簿など、参加状況が分かる書類
- (5) 事業の実施状況が判別できる写真
- (6) その他区長が必要と認める書類

- 2 交付の決定を受けた団体等は、前項の事業完了報告を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（関係書類の保存）

**第10条** 助成を受けた団体等は助成の対象となった事業の実施に関する書類及び経費の収支に関する書類を整備し、前条の実績報告書を提出した後5年間保存しなければならない。

- 2 前項の書類は、保存期間が満了するまでの間、区長の求めがあった場合、速やかに提出しなければならない。

（助成金の交付）

**第11条** 区長は、第9条の規定による報告があった場合において適当と認めるときは、助成金の額を確定し、所定の様式により団体等に通知する。

- 2 前項の規定に関わらず、区長は、必要と認めるときは、第7条第1項の規定により決定した額の5分の4以内の額について、それぞれ概算払を行うことができる。
- 3 前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、東山区まちづくり支援

事業助成金概算払請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

**第12条** 助成を受けた団体等は、助成事業完了後に申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、東山区まちづくり支援事業助成金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第8号様式)により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(交付の取消し等)

**第13条** 区長は、第7条に規定する交付の決定を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1)助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

(2)助成金の交付の目的以外に助成金を使用したとき

(3)第8条第3項の規定により、変更、中止又は取り下げの承認を受けたとき

(4)助成金の全部又は一部を使用しなかったとき

(5)この要綱の規定に違反したとき

(補則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和7年7月31日から施行する。
- 2 この改正後の東山区まちづくり支援事業助成金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る事業に対する助成金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する助成金については、なお従前の例による。